

自転車・特定小型原動機付自転車に乗るときは

ヘルメットをかぶろう!



交通ルールを
守って安全に通行
しましょう!

16歳未満は
特定小型原動機付自転車
を運転できません!



令和6年11月1日 道路交通法改正



自転車運転中のながらスマホ、自転車の酒気帯び運転及びほう助の新たな罰則が整備されました!

ながらスマホ… 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転・自転車の提供者… 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者…………… 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金